

総社市告示第 8 8 号

総社市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱（平成 2 4 年総社市告示第 1 0 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 2 9 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第 2 条 省令第 4 1 条第 1 項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）別表 1 の 5 の 5－1 断熱等性能等級に係る評価が等級 5，等級 6 又は等級 7 であり，かつ，同表の 5 の 5－2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 6 であることを証するものに限る。）の写し</p> | <p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第 2 条 省令第 4 1 条第 1 項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>（5）品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）別表 1 の 5 の 5－1 断熱等性能等級に係る評価が等級 5，等級 6 又は等級 7 <u>（一戸建ての住宅以外の住宅においては等級 5）</u>であり，かつ，同表の 5 の 5－2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 6 であることを証するものに限る。）の写し</p> |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。